

記者発表資料
平成24年 5月 24日
水産業振興課
担当者：千葉、小林 (2931,2930)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う内水面魚種の採捕自粛について

平成24年5月14日、21日及び22日に採取したイワナ及びウグイの放射性セシウム濃度を検査した結果、下記のとおり食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に規定する食品中の放射性物質の基準を超える値が検出されたので、当分の間、下記のとおり関係漁業協同組合及び関係市町等に対し採捕をしないよう要請しましたので、お知らせします。

記

1 検査結果

(単位：Bq/kg)

魚種名	採取年月日	採取場所	結果判明日	放射性セシウム
イワナ(天然)	5月21日	栗原市栗駒(二迫川支流小野松沢)	5月24日	120
イワナ(天然)	5月14日	大崎市鬼首(江合川支流杉ノ森沢)	5月24日	200
ウグイ(天然)	5月22日	大崎市岩出山(江合川)	5月24日	270

2 採捕自粛要請内容

(1) イワナ(養殖を除く)

対象区域 栗原市栗駒の二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)
(別紙①の区域)

(2) イワナ(養殖を除く)

対象区域 大崎市鬼首の江合川のうち鳴子ダムより上流(支流を含む。)
ただし、漁業協同組合が組合員及び遊漁者に対し、漁業権行使規則及び遊漁規則に基づき、採捕した魚をその場で再放流しなければならない旨を義務付けた区間(轟堰堤～軍沢川合流点)を除く。

(別紙②の区域)

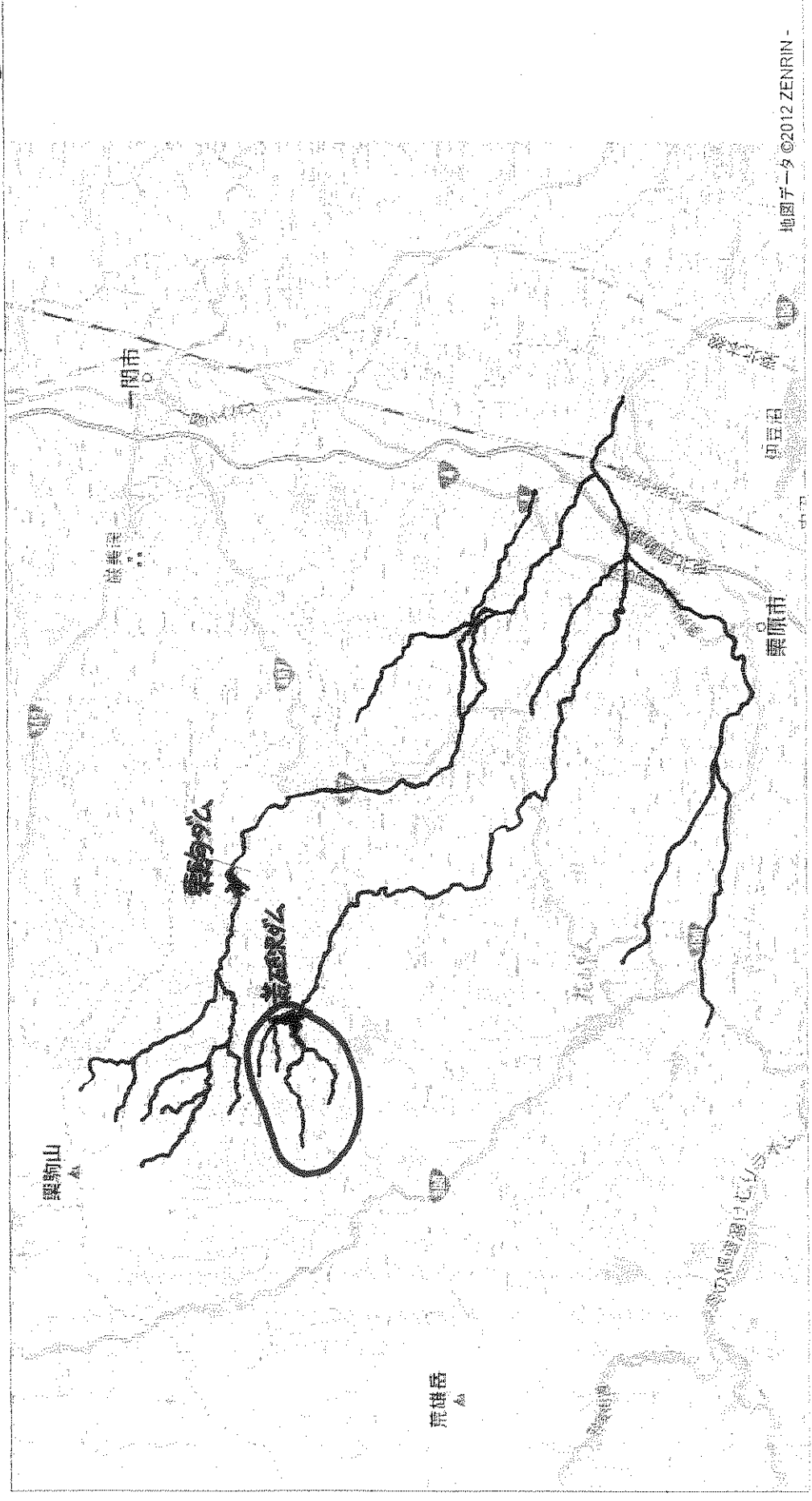
(3) ウグイ(養殖を除く)

対象区域 江合川のうち鳴子ダムの下流(支流を含む。)

(別紙③の区域)

Google

別紙①

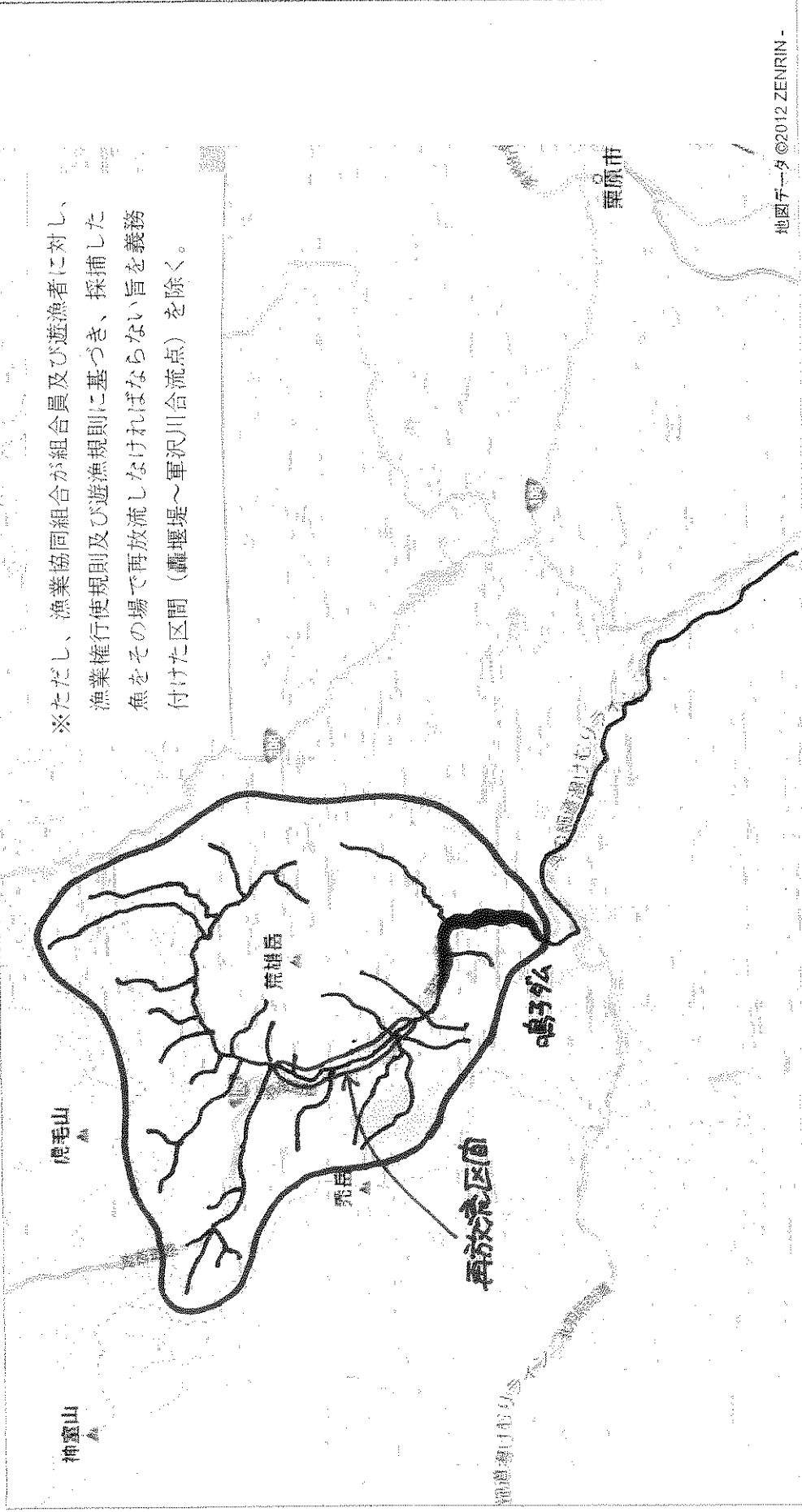


地図データ ©2012 ZENRIN-

Google

別紙②

※ただし、漁業協同組合が組合員及び遊漁者に対し、
 漁業権行使規則及び遊漁規則に基づき、採捕した
 魚をその場で再放流しなければならぬ旨を義務
 付けた区間（轟堰堤～軍沢川合流点）を除く。



足利③

